外

后川朱公報

平成 25 年 2 月 26 日 (火曜日)

믁

(第 9 号)

目

次

人事委員会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則 の一部を改正する規則 平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規 則

1

人事委員会

3

平成二十五年二月二十六日一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

正する。一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改

第二号に掲げる住宅」を削る。 九条に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)」及び「及び次条一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。) が所有する住宅及び職員の配偶者 (」に改め、「(条例第第五十七条の四第二号中「配偶者 (」を「職員の扶養親族たる者(条例第九条に規定する扶養親族で条例第十条第

第五十七条の四の二及び第五十七条の四の三を次のように改める。

第五十七条の四の二及び第五十七条の四の三 削除

第五十七条の四の四中「第十条の五第一項第三号」を「第十条の五第一項第二号」に改める。

第一項第三号に」を「第十条の五第一項第二号に」に、「同条第二項第三号」を「同条第二項第二号」に改める。「当該適用、」の下に「外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は」を加え、同条第二号中「第十条の五第五十七条の四の四の二中「第十条の五第一項第三号の」を「第十条の五第一項第二号の」に改め、同条第一号中

る派遣又は公益的法人等派遣条例」に改める。第五十七条の四の十三第三項第一号中「公益的法人等派遣条例」を「外国機関等派遣条例第二条第一項の規定によ第五十七条の四の五中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改める。

第七十条第二項第六号中「第五十三条第四項第二号」を「第五十三条第五項第二号」に改める。

第七十六条の二及び第七十六条の三を次のように改める。

第七十六条の二及び第七十六条の三 削除

第七十六条の四第三号「第五十三条第三項各号」を「第五十三条第五項各号」に改める。

遭又は公益的法人等派遭条例」に改める。第七十六条の二十一の九第一号中「公益的法人等派遣条例」を「外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派第七十六条の九中「第五十三条第三項第二号から第五号」を「第五十三条第五項第二号から第五号まで」に改める。

別表第四大学卒の頂第六号中②を削り、③を②とし、④を③とし、⑤を伸とする。

号

						よんして																
心弗	5 ₹	禄		(5/余	:の 4 の) 5	11糸)	住	-		居			届							
									İ	-		卢			/ш	(年	月	Е	7	提出)	
任命	≥≵Æ÷	<u>*</u>					苗九五	務公署	夕									,,		-	јæш/	
江山	7作	Ħ				殿	職	カムモ	П						П	名						 印
—— 斜	部份	の暗	昌	の終	: 그 :			川の旅	行規	11 第5	7条(T) 4 (D 5 σ)規定			」 居住	の実情	また 届	け出き		L J
732	~ 140	14	,,,	///	, 51	-12,7	J / J ()	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	5137%	17,12,120				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				等証明			通添	付
届出	ქთ∃	理由	(該当	する	3 IC	ー レ印 [:]	を付す	る。)													
1	į	新規	! (穿	1 I	頁第 1 ⁻	号	第1	項第	[2号]												
2	2 :	支給	·要	/‡σ	喪乡	ŧ (§	第1]	項第 1	号	第1	項	第2号	룩)									
3	}	転居	i (٦ ٦	(は2	2 に該	当す	る場合	を除	€<.)												
4		契約	関	係σ.)変見	E																
5)	家賃	額	の改	定													(届出	はの理	由が生	主じた	日
6		その)										年	月	
条例		約						年	Ξ	月	日	から		住宅	<u>への</u> .	入居	日			年	月	
条例第十条の五第		宅								ル士ュナ	,	`	12									
条の		宅								続柄)		所								
五		宅宅			主	本人			親族	<u>続柄</u> 続柄()	住	所 同名義	し 人が		はい	<u>۱</u> ۱۰		続柄()/	
第一項第一号	工	-	0)	IH			 月額]V.E	と示えり大			,	手等に		<u></u> Λη.	- 0	1/6.7 1	VI	<u>ິ</u>	ציורטעה ()(
	家		賃		等	,	JHX			13					道の料	\$\	が含まれ	ている	。(光勢	槽认	ታ ውጉ፣	宮f
					-	(年	J	月	日か	5)								はい付	•			
条	契	約	開	始	日	,		年		月		から		住宅			-			年	月	
例第	住	宅(DЯ	f 在	地																	
条例第十条の五第	住	宅	所	有	者					続柄	()	住	所								
の五		宅								続柄)	住									
— h	住	宅	の	借	主	本人		扶養	親族)		司名義	人が	l	ない	L1	გ 	続柄()(
項第	家		任		~~	,	月額			円			重等に エニュ		\ * ~ 1	/J 🔷 /	~ ^ -1-		/ N/ ±4	. == \\ .	T	<u>.</u> ,
号号			賃		等	/ Æ		_										ている	-		かのトイ	百1
						(年	,	月	日か	(6)		艮質も	テルさ	3 <i>太1</i> 1	C 6 1	ට	(エル/	ない付	下伯1	()		
弃	€例3	第10)条	の 5	第	1 項第	1号															
条	€例3	第10)条	の 5	第	1 項第	2 号															
							忍す															
上記のとおり									7 に規定								算定する。					
					(催認	し、規	則第57条	€0) 4 (1)	7 に規定	する 家	質の額	に相当す	る額は		円	であると	算定する。	(杀例第1	10条の 5	第1垻第	2 =
														_								
				白	=	月	日															
							-								取扱:	者						
				4	-	, ,										- 1						
				4	-	職			氏	名			E[]	認	ED						
/ 	~			-	_				氏	名			EI]	認	ED						
備老	¥								氏	:名			Eſ]	認	ED						

[裏 面]

記入上の注意

- 1 「氏名」欄については、本人が署名する場合は、押印を省略することができる。
- 2 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する 借家・借間にあつては第1項第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれに該 当する箇所にレ印を付するものとする。
- 3 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分 その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含 まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合 (例: 光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 (例:まかない付下宿代)で家賃 に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額 (光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代) を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。

別記第六号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第57条の4の6関係)

住 居 手 当 認 定 簿

─異動後の所属

所 属							氏 名					
届出の	事由							住 居		第10条の5		
発生年月日 (改定年月日)	内容	提出年月日	受理年月日	該当条	文	決 定 家賃等	支給の 始期等	手当の 月 額	同条に基づく規則の 規定に従い左記のと おり決定(改定)する。			備考
年月日から		年月日	年月日	条例第10条の5第 条例第10条の5第		円	年 月分	円	職	年 月 氏名	日印	
						1.3			48%			
年月日から		年月日	 年月日	条例第10条の5第		円	年 月分	円		年 月	日	
+ / □[まで]		т /, п	7 / 1	条例第10条の5第	1項第2号	円	7 7333		職	氏名	ED	
年月日から		年月日	 年月日	条例第10条の5第		円	年 月分	円		年 月	日	
# 7 [[] [\$T]		. /3 -	' '' -	条例第10条の5第	1項第2号	円	1 7373	, ,	職	氏名	ED	
年月日から		年月日	年月日	条例第10条の5第	1項第1号	円	年 月分	円		年 月	日	
+ / [# c]		4 /3 LI	+ 7 L	条例第10条の5第	第1項第2号	円	4 77	1.3	職	氏名	EП	
[から]		<i>-</i>	<i>-</i>	条例第10条の5第	1項第1号	円	F 0.0	Е		年 月	日	
年月日まで		年 月 日	年月日	条例第10条の5第	1項第2号	円	年 月分	円	職	氏名	EП	
年月日から		年月日	年月日	条例第10条の5第	1項第1号	円	年 月分	円		年 月	日	
ヰ ゟ ロ[まで]		年月日	平月日 	条例第10条の5第	1項第2号	円	年 月分	H	職	氏名	EП	
/# #×												

備考

(決定家賃等欄の上段は条例第10条の5第1項第1号に係る額、下段は条例第10条の5第1項第2号に係る額を記入すること。)

温温

の三、第七十六条の四第三号及び第七十六条の九の改正規定は、公布の日から施行する。この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第七十条第二項第六号、第七十六条の二、第七十六条

平成二十五年二月二十六日公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第二号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のよ

「社会福祉法人恩賜財団済生会

社会福祉法人松原愛育会」・別表第一中「社会福祉法人恩賜財団済生会」を、社会福祉法人徳充会・に改める。

温温

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年二月二十六日平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第三号

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

- 定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。条例(平成二十四年石川県条例第三十七号。次条において「改正条例」という。)附則第二項の昇給の号給数の決第一条 一般職の職員の給与に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
 - 「給料表異動等」という。) をした職員を除く。)という。) 別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下い一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号。以下「給与規則」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしな員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から平成二十五年四月一日(以下「調整日」三十二年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。) 第四条第六項の規定による昇給後の号給が、その職工十二年石川日(以下「調整対象昇給日」という。) における一般職の職員の給与に関する条例(昭和
 - 及び次条第三号イにおいて「期間割非抑制職員」という。) (特定期間に給料表異動等をした職員を除く。)の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの (次号員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (平成二十年石川県人事委員会規則第三号) 附則第四項下この号において「期間割昇給号給数」という。) である職員であって、当該期間割昇給号給数と、一般職の職工一調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が給与規則第三十六条第六項の規定による昇給の号給数 (以
 - ることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるものがあったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けが二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第三号イ及び口において同じ。)」特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等(当該給料表異動等
 - 四 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

- は、調整対象昇給日に給与条例第四条第六項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。第二条 改正条例附則第二項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員
 - (新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)年数を遡った日が平成二十一年十一月一日 (同項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日) 前となるものいう。) 附則第五項の規定により号給を決定された職員のうち、同項に規定する採用日から同項に規定する調整例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年石川県人事委員会規則第五号。以下「平成十八年改正規則」と「調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、一般職の職員の給与に関する条
 - 員を除く。) 委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き給与規則第十七条第一号から第六号まで及び第八号に
 - 三 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
 - 該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かり新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当て 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等によ

- ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となったつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。)
- にあっては、同年十月一日)前となる職員規定する採用日から同項に規定する特定職員員となった日から同項に規定する職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に者を除く。) であって、平成十八年改正規則附則第五項の規定により号給を決定された職員のうち、新たに職員を受ける。
- 職員と調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会の定める第七号)第四条第一項に規定する自己啓発等体業をしていた期間がある職員であって、平成二十一年一月一日か 定する大学院修学体業をしていた期間又は石川県職員等の修学部分休業等に関する条例 (平成十七年石川県条例条の規定により育児体業をしていた期間、教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 第二十六条第一項に規ため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児体業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) 第二の処遇等に関する条例 (平成十四年石川県条例第七号) 第二条第一項の規定により派遣されていた期間、休暇のの処遇等に関する条例 (昭和六十三年石川県条例第四号) 第二条第一項若しくは公益的法人等への石川県職員等五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員四 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第

温温

(福仁莊口)

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(平成十八年改正規則の一部改正)

を次のように改正する。2 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年人事委員会規則第五号)の一部

十一年一月一日まで)」を加える。一日以後に新たに職員となり、同日において四十五歳に満たない職員にあっては、平成十九年一月一日から平成二附則第五項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成二十二年一月一日まで」の下に「(平成二十五年四月

(1箇月2,350円送料とも)